いわき市未来ビジョンブック作成印刷業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1　目的

この要領は、いわき市が、いわき市未来ビジョンブック作成印刷業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2　業務概要

⑴　業務名

いわき市未来ビジョンブック作成印刷業務委託

⑵　業務目的

いわき市では、「誰もが住んでよかった、住み続けたいと思える魅力にあふれたいわき」をまちづくりの理念に掲げており、この実現に向け、市制施行60周年を迎える令和８年10月に、市制100年目までを見据えた目指すべきまちの将来像として「未来ビジョン」を策定したところである。

この「未来ビジョン」を市民へ広く周知し、その将来像の共有・浸透を図るため、詳しい解説や策定過程などをデザインやレイアウトに工夫を凝らした、わかりやすく親しみやすいビジョンブックを作成し印刷することとし、その業務の特性から公募型プロポーザル方式により、最も適した事業者を選定するものである。

⑶　業務内容

別紙「いわき市未来ビジョンブック作成印刷業務委託仕様書」による

⑷　業務履行期間

契約締結日から令和９年３月31日まで

※ただし、概要版については、令和９年２月末までにデータを納品すること

⑸　提案限度額

3,548千円（消費税及び地方消費税を含む）

3　参加資格要件

本業務のプロポーザル参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定のいずれにも該当しないものであること。

⑵　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項の規定により、競争入札への参加を排除されていない者であること。

⑶　公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和 52 年３月 28 日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていないこと。

⑷　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑸　いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年２月 22 日制定）第４条第１項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

⑹　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

⑺　法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を滞納していないこと。

４　プロポーザルの日程

実施内容	日程
⑴　募集公告、資料配布開始、質問受付開始	令和８年11月16日（月）
⑵　参加申込受付開始	令和８年11月26日（木）
⑶　質問提出期限	令和８年11月26日（木）
⑷　質問最終回答	令和８年11月30日（月）
⑸　参加表明書提出期限	令和８年12月２日（水）
⑹　参加資格審査結果通知	令和８年12月３日（木）予定
⑺　提案書提出期限	令和８年12月23日（水）
⑻　プレゼンテーション及びヒアリング	令和９年１月７日（木）予定
⑼　審査結果通知	令和９年１月上旬
⑽　契約締結（予定）	令和９年１月上旬

※　受付等は、土・日曜日は行わない。

５　参加表明書について

⑴　提出書類

本プロポーザルへの参加を表明するにあたり、次の書類を提出すること。

参加表明書	様式１：参加表明書
	様式２：会社概要書
	様式３：会社業務実績表
	様式４：同意書
	様式５：配置予定職員・技術者調書
	添付１：商業登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
	添付２：財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
	添付３：国税の納税証明書
	添付４：いわき市税の納税証明書（市内に事業所等がある場合のみ）

※　財務諸表については、直近のものであること。

※　納税証明書については、３か月以内に発行されたものであること。

※　令和８年度いわき市入札参加資格者名簿に登録されている者は、添付１から添付４を省略することができる。

⑵　提出書類の配布方法

参加表明書等の様式は、本市ホームページからダウンロードすること。また、いわき市のホームページで公開している資料等を参考とすること。

①「いわき市未来ビジョンブック作成印刷業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について」

https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1794180792430/index.html

②「いわき市未来ビジョンについて」

https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1790736870681/index.html

③「いわき 31 万人のまちづくりビジョン策定プロジェクト（＃こえあみ）について」

https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1758536234558/index.html

⑶　提出方法及び提出部数

提出書類は押印の上、提出書類を含み、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅急便による提出とする。

提出部数は正本１部、写し１部（写しについては、添付１～４を除く）とする。

本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式９）に押印の上、持参、郵送又は宅急便で提出することとし、その旨を電話により報告するものとする。なお、参加表明書提出後に辞退届を提出せずに辞退した場合は、いわき市入札参加有資格者の場合は指名停止の措置を行う場合がある。

⑷　提出期限

令和８年 12 月２日（水）　午後５時（必着）

※　受付時間は土・日曜日を除く、午前９時から午後５時までとする。

⑸　提出先

「12 問い合わせ先」のとおり。

⑹　審査結果の通知

本プロポーザルの参加希望者から提出された書類について、担当課で参加資格の審査を行い、結果を参加希望者の全てに対し電子メールで送付した後、書面により通知する。

６　企画提案書について

⑴　提出書類

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、次の書類を提出すること。

企画提案書	様式６：企画提案書（表紙）
	様式７：見積書
	添付５：基本方針、業務フロー、業務工程表

※　添付資料の様式は自由とする。
※　基本方針として、仕様書にある業務すべてについて具体的な提案を記載すること。
※　仕様書に定める項目の他、業務目的の達成に向けた自由提案を記載できるものとする。
※　審査の公平性を保つ観点から、説明資料等において提案者の名称が特定できるような表現は使用しないこと。

⑵　提出方法及び提出部数

提出書類は押印の上、提出書類を含み、持参、郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）又は宅急便による提出とする。

提出部数は正本が１部、写し６部とする。

本プロポーザルを辞退する場合には、辞退届（様式９）に押印の上、持参、郵送又は宅急便で提出することとし、その旨を電話により報告するものとする。

⑶　提出期限

令和８年 12 月 23 日（水）　午後５時（必着）

※　受付時間は土・日曜日を除く、午前９時から午後５時までとする。

⑷　提出先

「12 問い合わせ先」のとおり。

7　質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は質問書（様式８）を使用し、令和８年 11 月 26 日（木）午後５時までに問い合わせ先まで持参又は電子メールで提出することとする。

（電子メールの場合は、必ず電話にて受理確認を行うこと。）

質問の内容及び回答は、本市ホームページで随時公表する。その際には、質問者名は公表しない。

なお、受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しないものとし、また、質問の内容が本プロポーザルによる契約候補者選定に公平を保つことができないと判断した場合には、質問には回答しないことがある。

8　企画提案の審査・選定

⑴　審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、本市が設置する「いわき市未来ビジョンブック作成印刷業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、実施するものとする。

⑵　審査の観点

各提案者から提出された企画提案書等を別表（評価基準）に基づき審査し、順位点の合計が最も高い提案書を「最優秀提案者（契約候補者）」として選定し、次いで合計の高い提案者を「次点」として選定する。

また、順位点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選定する。

なお、提案者が１者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低点（提案内容評価点の６割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として

選定する。

⑶　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ただし、審査委員会が必要ないと認めたときは、実施しない場合がある。詳細は後日、各提案者へ連絡する。

ア　開催予定日

令和９年１月７日（木）予定　（詳細は別途通知する）

イ　場所

いわき市役所内（現地開催を予定）

※場合によってはＷｅｂ会議システムによる開催となる場合もある。

ウ　審査体制

審査は、審査委員会が行う。

エ　プレゼンテーションへの参加者

本業務を担当予定の管理技術者が必ず参加しプレゼンテーションを行うものとし、参加人数は３人以内とする。

オ　実施方法

①　プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリング（質疑応答）を実施する。

②　実施時間は、１事業者につき 30 分程度とし、説明時間を 20 分程度、ヒアリング（質疑応答）を 10 分程度とする。

なお、実施時間については変更する場合があるが、その際は各提案者へ連絡する。

③　プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

④　説明時に、提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。

⑷　結果通知

本プロポーザルの審査結果は、令和９年１月上旬頃に提案者の全てに対し電子メールで送付した後、書面により通知する。また、本市のホームページにて「最優秀提案者（契約候補者）」と「次点」について評価点とともに公表する。

９　契約の締結

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

⑴　契約の締結方法

本市と本市が選定した最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。）

また、最優秀提案者（契約候補者）と協議が整わない場合にあっては、次点と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者及び次点の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の４第２項に基づいて本市が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分

を受けた場合又は「３　参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しないこととする。

⑵　契約書の作成

契約書は、２通作成し、本市及び受託者の双方が各１通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

１０　情報公開及び提供

いわき市情報公開条例（以下「公開条例」という。）に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど公開条例第７条第１項各号に該当する場合は、開示しない。その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

１１　留意事項

⑴　企画提案にあっては、本実施要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。

⑵　一提案者につき一提案とし、複数提案は禁止する。

⑶　企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。

⑷　企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

⑸　企画提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

⑹　提出された企画提案書等の返却は行わない。

⑺　次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア　本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案

イ　本要領等の記載内容に従わない企画提案

ウ　定められた日時及び場所に提出されなかった企画提案

エ　記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案

オ　虚偽の記載をした企画提案

⑻　企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本市が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

⑼　提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。

⑽　企画提案に関し、本市が提示する書類及び提示する資料は、本企画提案における提案目的

以外の使用、複製、転載を禁止する。

⑾　提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合においては、公正に本公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがあるときは、本市は当該提案者を企画提案に参加させず、または本公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。

なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。

⑿　今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、市は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、市は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。

⒀　本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

12　問い合わせ先

〒970-8686　福島県いわき市平字梅本 21 番地

いわき市 総合政策部 政策企画課 細野

電話番号：0246-22-1216

メールアドレス：seisakukikaku@city.iwaki.lg.jp

※　郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※　電子メールの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※　受付時間は土・日曜日、祝日を除く、午前９時から午後５時までとする。